平成２９年（フ）第６５号
青森県黒石市大字浅瀬石字村元114番地１
債務者　森　　節子
１　決定年月日時　平成29年７月11日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第７０９号
名古屋市守山区八剣１丁目401番地　ウーリィパレス大森505号、住民票上の住所名古屋市守山区大森４丁目2505番地
債務者　たるやこと　青山　　豪
１　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７１０号
名古屋市守山区八剣１丁目401番地　ウーリィパレス大森505号、住民票上の住所名古屋市守山区大森４丁目2505番地
債務者　青山　三枝
１　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８６０号
愛知県知多郡阿久比町大字草木字中郷82番地　グリーンウッド３Ｄ
債務者　川田　博明
１　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８９１号
名古屋市緑区大高町字小坂109番地　林アパートＤ号
債務者　長谷川幸一
１　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９５７号
愛知県東海市富木島町外面89番地の２　８棟402号
債務者　伊香賀裕美
１　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２５８号
熊本市西区横手４丁目26番117号　コーポ横手105号
債務者　田苗千惠美（旧姓城坂）
１　決定年月日時　平成29年７月12日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第９３号
青森市北金沢２丁目１番11号　ライドスタイル101号
債務者　小鹿　正子
１　決定年月日時　平成29年７月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第９７号
神奈川県逗子市沼間６丁目12番６号
債務者　水澤　一美
１　決定年月日時　平成29年７月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第２５８号
愛知県東海市富木島町西長口83番地１、住民票上の住所愛知県碧南市白沢町４丁目15番地（従前の住所）愛知県大府市吉川町３丁目182番地の１
債務者　新美　　恵
１　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９６７号
名古屋市千種区京命１丁目11番10号　アーバン京命Ⅱ206号
債務者　山田　真理
１　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８号
北海道滝川市滝の川町西８丁目３番５―5306号　みずほ団地
債務者　梨本　誠哉
１　決定年月日時　平成29年７月13日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２９年（フ）第７４号
北海道室蘭市中島町２丁目12番４号Ｎｏ．１グリーンマンション202
債務者　大久保紀美恵
１　決定年月日時　平成29年７月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第５２号
福島県喜多方市岩月町橿野字中堀1718番地１コピエ下台Ａ－２号、前住所福島県喜多方市塩川町新江木字新井田1319番地
債務者　菊地　和也
１　決定年月日時　平成29年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２９年（フ）第３０号
兵庫県西脇市郷瀬町538番地の18　ハイツ郷瀬Ａ－105号、前住所兵庫県西脇市西脇156番地の２
債務者　藤原　美穂（旧姓藤本）
１　決定年月日時　平成29年７月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２９年（フ）第５１号
岡山県津山市椿高下13番地　美甘アパート２階　西の部屋、前住所岡山県津山市小田中1294番地　前田アパート
債務者　國米　　稔
１　決定年月日時　平成29年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
岡山地方裁判所津山支部